

発議 第18号

小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

福祉教育常任委員長 佐藤 一則

小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議

本市の体育施設は、子どもたちがスポーツを通じて心身を鍛え、健全な社会性を育む上で不可欠な教育的資源である。また、小学校のスポーツ少年団等による活動は、部活動の地域移行により長年にわたり学校教育を補完する重要な役割を担っている。

この度の本市の体育施設使用料の見直しが、受益者負担の原則に基づいていることは承知している。しかしながら、子どもたちのスポーツ大会での利用に関する減免制度には以下のとおり課題があるものと認識している。

- **教育行政の公平性と整合性について** 活動の目的(子どもの健全育成)が同一であるにもかかわらず、中学校の部活動や学校体育連盟等の公式試合が引き続き免除の対象である一方で、部活動の地域移行が施策として図られている小学校のスポーツ少年団等の大会が有料なのは、利用者間の公平性を欠く措置であり、整合性に課題があるものと考える。
- **教育的価値の重さ** 結果として使用料負担が生じる対応は、子どものスポーツ活動による施設利用を単なる利用者サービスとして捉えることにもつながりかねず、本市教育行政の目的の一つである「子どもの健全育成」という公共的・教育的価値に反する恐れがある。
- **公式試合の教育的意義** 公式試合や競技会は、子どもたちが目標を持つことやスポーツマンシップを学ぶことが出来る重要な教育機会である。受益者負担の原則を全活動に一律に適用するのではなく、このような教育的公共性の高い活動については、市全体で支えるべきという観点から、行政の支援として施設使用料を免除すべきと考える。

以上のことから、那須塩原市議会は、本市の未来を担う子どもの健やかな成長につながる活動について最大限支援するため、以下の事項を決議する。

1. 小学校段階のスポーツ少年団等による公式試合、競技会等の「教育的公共性の高い利用」については、体育施設使用料の全額免除を速やかに実現すること。
2. 現行の減免制度は、参加チーム数の縛りなど適用条件が過度に複雑であり、公平性を欠いている。事務負担の軽減と「子ども第一」の観点から、簡素かつ包括的な制度へと再検討することが望まれる。スポーツ少年団等の代表との話し合いで、練習試合への参加者的一部が市外の子どもであった場合、市外料金を適用するなど煩雑である等の意見があったため、そのチーム数や割合にかかわらず、本市の子どもたちの教育活動として位置づけ、一律に減免措置の対象とすること。
3. 今後、学校施設開放に関する検討の際には、子どもの健全育成活動の機会確保と地域スポーツ振興という理念を常に最優先として考えること。

以上、決議する。

令和7年12月19日

那須塩原市議会